

竹中工務店下請負人大工勞働爭議

- 一、名稱 九大醫學部看護婦寄宿舍建築場
- 二、場所 福岡市區
- 三、事業の種類 建築工事
- 四、事業主
工事請負人 大阪市北區中ノ島朝日ビル
合名會社 竹中工務店
大工部下請負人 福岡市馬出 波田種市
- 五、從業員 三八名（大工部下請負人所屬）
- 六、爭議參加人員 三八名（大工部全員）
- 七、發生年月日 昭和九年六月二日
- 八、解決年月日 同 六月四日
- 九、發生原因

財團協調會福岡出張所

右建築工事は工費總額拾五萬圓にて竹中工務店請負の下に、
大工部、左官部、土工部及び鐵筋部の各部に分ちて夫々下請
負人に依り昨年十一月より工事中のところ、大工部下請負人
波田種市は工賃借越の爲五月分受取金少額にして賃金の支拂
不可能となり之に從來の未拂賃金を合する時は八百五拾圓に
達するので、從業員側に於ては此の償還する時は全く不拂
に陥るやも計り難れとて、右未拂賃金全額の支拂方を要求し
たるところ、言を左右にして之に應じなかつたので、遂に六
月二日午後一時全員罷業を敢行するに至つたのである。

十、經過並に解決狀況

從業員側の罷業を虞れ右下請人波田種市は事業主代表並に各
部下請負人と協議の上、六月四日午後八時より從業員側と會
見接觸の結果次の條件にて解決、翌五日より就業すること、